

(3)訪問介護員 23名(常勤従業者 16名)(非常勤従業者 7名)

訪問介護員は、居宅介護計画等に基づき指定居宅介護等の提供に当たる。

(営業日及び営業時間等)

第5条 事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

- (1)営業日 月曜日から金曜日までとする。(ただし、8月13日～8月15日及び12月30日～1月3日を除く。)
- (2)営業時間 午前9時から午後6時までとする。
- (3)サービス提供日 月曜日から日曜日までとする。
- (4)サービス提供時間 24時間とする。
- (5)上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24 時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護等の内容)

第6条 事業所で行う指定居宅介護等の内容は、次のとおりとする。

- (1)居宅介護計画等の作成
- (2)身体介護に関する内容
 - ア 食事の介護
 - イ 排せつの介護
 - ウ 衣類着脱の介護
 - エ 入浴の介護
 - オ 身体の清拭、洗髪
 - カ その他必要な身体の介護
- (3)家事援助に関する内容
 - ア 調理
 - イ 衣類の洗濯、補修
 - ウ 住居等の掃除、整理整頓
 - エ 生活必需品の買い物
 - オ 関係機関との連絡
 - カ その他必要な家事
- (4)通院の介助
- (5)通院等乗降介助
- (6)重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常時介護を要する障害者に対して、居宅における入浴、排せつ又は食事の介護、その他厚生労働省令で定める便宜及び外出時における移動中の介護を総合的に供与する。

(7)(2)から(6)に附帯するその他必要な介護、家事、相談、助言

(利用者から受領する費用の額等)

第7条 事業者は、指定居宅介護等を提供した際、利用者から、市町村が定める負担上限月額範囲内において利用者負担額の支払いを受けるものとする。

2 事業者は、法定代理受領を行わない指定居宅介護等を提供した際、利用者から、厚生労働大臣が定める費用の額の支払いを受けるものとする。